

名古屋飛行場（県営名古屋空港）における航空機と陸地との間の
交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について

関税法第24条第1項の規定により、「名古屋飛行場（県営名古屋空港）における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年2月17日付け公示第73号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令第22条第1項の規定により公告する。

平成29年3月27日

名古屋税関長 藤原 健朗

記

表中

「

交通場所及び積卸場所		制限
交通場所	1. 県営名古屋空港C I Q検査場から出入国用出入口を通り、11、14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポットに駐機する航空機に至る直近の通路 2. 11、14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポットに駐機する航空機から直近の通路で出入国用出入口を通り、県営名古屋空港C I Q検査場に至る通路	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。 入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
積卸場所	11、14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポット	

」を

「

交通場所及び積卸場所		制限
交通場所	1. 名古屋飛行場（県営名古屋空港）C I Q検査場から出入国用出入口を通り、14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポットに駐機する航空機に至る直近の通路	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。
	2. 14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポットに駐機する航空機から直近の通路で出入国用出入口を通り、名古屋飛行場（県営名古屋空港）C I Q検査場に至る通路	入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
積卸場所	14C、14D、14E、15A、15B及び15Cの各スポット	

」に
改める。

附 則

この公示は、平成29年3月31日から施行する。